

第7章 その他

1 災害被災者の援護

災害見舞金

災害により、住家に全焼・全壊・流失・半焼・大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水または消火冠水のいずれかの被害を受けた世帯に対し、被害の程度等に応じて支給します。

問合せ先 各区役所管理課（総務係）、宮城総合支所管理課（管理・保護係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係） →P108

災害弔慰金

以下の災害が原因で死亡した方の遺族に対し支給します。

- 対象災害 ①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194、各区役所管理課（総務係） →P108

災害障害見舞金

以下の災害が原因で負傷または疾病にかかり、治った時（症状が固定した時を含む）に精神や身体に重度の障害がある場合に支給します。

- 対象災害 ①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
③都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194、各区役所管理課（総務係） →P108

災害援護資金の貸付

宮城県内で災害救助法が適用された災害により負傷または住居・家財に一定以上の被害を受けた世帯の世帯主に対して、その被害の程度に応じて生活の立て直しのための資金の貸付を行います。（所得制限あり）

問合せ先 災害援護資金課 電話 214-8566 FAX 214-8194、各区役所管理課（総務係） →P108

被災者生活再建支援金

自然災害により、仙台市内で10世帯以上、又は宮城県内で100世帯以上の住宅が全壊するなどの被害が発生した場合、被災者生活再建支援法の適用を受け、家が全壊するなどの大きな被害を受けた世帯に対し支援金を支給します。

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194、各区役所管理課（総務係） →P108

共同募金会・日本赤十字社による小規模災害支援

宮城県共同募金会では、小規模災害への支援として、見舞金・弔慰金を支給しています。また、日本赤十字社宮城県支部では、災害により住家に被害を受けた被災者に対し毛布・緊急セットを支給しています。

支給額 (1) 共同募金会
死亡者 1人につき 10,000円

住家全焼、全壊、流失 1世帯 10,000円
住家半焼、半壊、床上浸水 1世帯 5,000円

(2) 日本赤十字社
毛布・緊急セット

問合せ先 各区共同募金会、各区日赤事務局（仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所 →P116）

生活復興支援資金

東日本大震災により被災した低所得世帯に当面の生活に必要な経費等の貸付を行い、生活の復興を支援する資金です。

資金の種類		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息	連帯保証人	貸付対象※
一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費（貸付期間6か月以内）	2人以上の世帯 月20万円以内の必要額	最終貸付日から2年以内	据置期間経過後20年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子	原則必要	低所得世帯
	震災当時住んでいた住宅の「り災証明書」の提出必要	単身世帯 月15万円以内の必要額					
生活再建費	住居の移転、家具什器等の購入に必要な費用 「り災証明書」または「被災証明書」の提出必要	80万円以内の必要額	貸付の日（一時生活支援費と併せて貸し付けている場合は、一時生活支援費の最終貸付日）から2年以内				
住宅補修費	被災により住宅補修等に必要な費用 「り災証明書」の提出必要	250万円以内の必要額					

※ 貸付対象：低所得世帯…世帯の収入が一定基準以下の方。

問合せ先 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所 →P116

2 男女共同参画

仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 女性相談
電話相談 224-8702 面接予約電話 268-8302

夫婦、男女の問題、家族、子育て、こころの問題、生き方、人間関係、ドメスティック・バイオレンス、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなど女性が抱える様々な悩みに女性相談員が応じます。

(1) 電話相談 相談専用電話 224-8702

相談受付時間 月・水～土曜日 9:00～15:30

(祝日・年末年始及び月2回程度の休館日を除く)

(2) 面接相談（要予約） 面接予約電話 268-8302

予約受付時間 月・水～土曜日 9:00～17:00 火曜日 9:00～21:00

(祝日・年末年始及び月2回程度の休館日を除く)

※面接の実施時間は予約時にお問い合わせください。

※火曜日は夜間相談を行っています。

※託児が必要な方は、事前にご相談ください。

※離婚や相続、労働など法律に関わる問題（弁護士が対応）や就業による自立に関する相談、AT（ア

サーティブネス・コミュニケーション) 相談もあります。希望される方は、面接相談の際にご相談ください。

所在地 〒980-6128 青葉区中央一丁目3-1 (アエル29階)

性別による差別などに関する相談

電話268-8043

仙台市男女共同参画推進条例に基づき、性別による差別などに関する相談を受け付けます。

相談内容 ①性別による差別的取扱いなどによる人権侵害に関する相談
②男女共同参画の推進に関する市の施策についての苦情

受付時間 月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始及び月2回程度の休館日を除く)

問合せ先 仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台 〒980-6128 青葉区中央一丁目3-1

仙台市「女性への暴力相談電話」

電話268-5145

ドメスティック・バイオレンスや性暴力の被害など、女性に対する暴力に関する相談に応じます。

相談時間 月・水～金曜日 9:00～17:00、火曜日 9:00～19:00 (祝日・年末年始を除く)

仙台市「男性のための電話相談」

電話302-6158

生き方や働き方、職場やパートナーとの人間関係など、男性が抱える様々な悩みについての相談に男性相談員が応じます。

相談時間 毎月第2・第4金曜日 18:00～21:00 (祝日を除く)

みやぎ男女共同参画相談室

一般・LGBT相談 電話211-2570

男性相談 電話211-2557

家庭や地域、職場などでの性別による差別的な扱い、セクハラなど男女共同参画に関する様々な悩みや苦情について相談できる窓口です。

(1) 一般相談 電話 211-2570

相談時間 月～金曜日 8:30～16:45 (祝日・年末年始・LGBT相談時間を除く)

(2) 男性相談 (男性相談員による相談) 電話 211-2557

相談時間 毎週水曜日 12:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)

(3) LGBT (性的マイノリティ) 相談 電話 211-2570

相談時間 毎月第2・4火曜日 12:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)

宮城県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)

電話256-0965

女性の抱える様々な悩みに対して相談・支援を行っています。また、配偶者暴力相談支援センターとして、DV防止法 (配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律) による保護命令申立の手續支援なども行っています。

利用方法 来所・電話による相談 ※ 来所相談は予約制です。あらかじめお電話ください。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)

みやぎ夜間・休日DVほっとライン

電話725-3660

配偶者やパートナー・恋人などから、DVやデートDVによる被害を受けている方の様々な相談に応じるため、電話相談窓口「みやぎ夜間・休日DVほっとライン」を開設しています。

相談時間 木・土曜日 17:30～21:00 (祝日・年末年始を除く)

日曜日 13:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

女性の人権ホットライン**電話0570-070-810（たぐダイヤル）**

仙台法務局の専用相談電話です。夫や恋人からの暴力、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の女性の人権問題に関する相談に応じています。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

インターネット人権相談窓口 <http://www.jinken.go.jp/>（パソコン・携帯電話・スマートフォン共通）

LINE人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html（法務省ホームページに利用案内があります）

ハーティ仙台

離婚、ドメスティック・バイオレンス（DV）、セクハラ、性暴力、ストーカー被害、その他の人間関係の問題などで悩んでいる女性からの相談に応じます。

(1) 電話相談 **電話 274-1885**

相談時間 月～金曜日 13:30～16:30（祝日・年末年始を除く）

夜間相談 火曜日 18:30～21:00（祝日・年末年始を除く）

(2) メール相談（みやぎ女性のためのメール相談）

相談時間 24時間書き込み可能 5日以内に返信

ホームページ <https://www.hearty-sendai.com/hearty-mail-sodan>

(3) チャット相談（みやぎ女性のためのチャット相談）

相談時間 月・水曜日 18:00～21:30 土曜日 17:30～21:30

ホームページ <https://www.hearty-sendai.com/hearty-chat-sodan>

**女性医療相談****電話090-7075-2525（予約専用）**

妊娠期から育児期、高齢期、思春期、働く女性など、さまざまなライフステージにおいて女性が抱える健康不安について、女性医師が面接相談に応じます。

相談時間 土曜日（月2回・実施日はお問い合わせ下さい。祝日・年末年始を除く）

14:00～17:00 ※ 予約制、託児あり

予約受付 月～金曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

問合せ先 宮城県女医会

性暴力被害相談支援センター宮城（けやきホットライン）電話0120-556-460

性暴力被害にあわれた方やその家族等の支援を行っています。女性相談員が電話や面談で相談を受けるほか、希望に応じて警察や医療機関などへの付き添い、被害に伴う医療機関の受診費用などの助成を行います。

警察に届出をしなくても、支援は受けられます。

相談時間 24時間365日相談を受け付けます。

下記時間以外は、国の夜間休日コールセンターに繋がります。

月～金曜日 10:00～20:00（祝日・年末年始を除く）

土曜日 10:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

※土曜日は、男性相談員による相談も行います。

性暴力被害相談支援センター宮城は、宮城県から委託を受けた公益社団法人みやぎ被害者支援センターが運営しています。

**性犯罪被害相談電話****全国共通ダイヤル「#8103」**

警察では、性犯罪の被害にあわれた方のための全国共通ダイヤルを開設しています。

宮城県警察では、心理カウンセラーや警察官などが相談に応じています。

相談時間 24時間（専門職員対応は平日8：30～17：15）

よりそいホットライン 被災地（宮城・岩手・福島） 専用電話0120-279-226
 全国電話0120-279-338

専門員が電話相談に応じています。音声ガイダンスに従い、相談したい内容をお選びください。

相談内容 3番：性暴力、ドメスティック・バイオレンス等に関する相談

4番：性別や同性愛などに関する相談

相談時間 24時間（年中無休）

3 戦争犠牲者等

戦没者遺族相談員

国から委託を受けた相談員が、戦没者遺族の各種年金・給付金等の受給や、生活上の問題に関する相談に応じます。

問合せ先 宮城県保健福祉部社会福祉課（援護恩給班） 電話 211-2563 FAX 211-2594

戦傷病者相談員

戦傷病者手帳の交付、療養の給付、補装具の支給と修理、JR無料乗車、恩給・援護年金の受給などに関する相談に応じます。

問合せ先 宮城県保健福祉部社会福祉課（援護恩給班） 電話 211-2563 FAX 211-2594

帰国者支援通訳

日本語での会話に不自由な永住帰国者等が医療機関で受診する場合などに、適切な受診を確保することを目的として通訳を派遣しています。

(1) 自立支援通訳

派遣対象 ①厚生労働省が中国残留邦人等として取り扱った方

②その同伴帰国した家族のうち、仙台市長が通訳の派遣を必要と認めた方

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194

(2) 生活支援通訳

派遣対象 厚生労働省が中国残留邦人等として取り扱った方の子（2世）、その孫（3世）及びそれぞれの配偶者のうち同伴帰国されなかった家族（呼び寄せ家族）

問合せ先 東北中国帰国者支援・交流センター 電話 223-1152 FAX 217-9388

戦争犠牲者・引揚者の援護

援護内容	対象	受付窓口
特別給付金の受付 特別弔慰金の受付	・戦没者等の妻 ・戦傷病者等の妻 ・戦没者等の遺族	各区役所・宮城総合支所管理課 秋保総合支所保健福祉課
恩給・扶助料等の受付	・恩給法適用の旧軍人及びその遺族	宮城県社会福祉課
障害年金・遺族年金等の受付	・恩給法の適用を受けない旧軍属等 及びその遺族	宮城県社会福祉課
療養の給付等	・戦傷病者	宮城県社会福祉課

問合せ先 宮城県保健福祉部社会福祉課（援護恩給班） 電話 211-2563 FAX 211-2594

各区役所・宮城総合支所管理課（総務係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） →P108

中国残留邦人等に対する支援給付

中国残留邦人又は樺太残留邦人の方々（残留邦人の特定配偶者を含む）に対して、老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、生活支援給付等を支給します。

支援の種類 生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、配偶者支援金等

※ 本人の収入額（年金等）により金額が異なります。

問合せ先 各区役所保護課（青葉区、太白区においては保護第一課） →P108

4 各種の減免・割引

住民税・所得税の所得控除

控除の種類	対象	控除	
		住民税 (令和5年度)	所得税 (令和4年分)
障害者控除	普通障害者（本人、同一生計配偶者、扶養親族）	26万円	27万円
	特別障害者（ // ）	30 //	40 //
	同居特別障害者（同一生計配偶者、扶養親族）	53 //	75 //
	※ 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている方や、いつも病床にいて複雑な介護を受けなければならない方なども控除が受けられます。（欄外注参照） ※ 障害者控除は、配偶者控除の適用がない同一生計配偶者や扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。		
寡婦・ひとり親控除	本人が寡婦 本人がひとり親	26万円 30 //	27万円 35 //
	※本人の合計所得金額が500万円を超える場合、寡婦・ひとり親控除の適用を受けることはできません。		
配偶者控除	本人の所得に応じて計算 ※本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合に控除が受けられます。 一般の控除対象配偶者 70歳以上の控除対象配偶者	最高33万円 最高38 //	最高38万円 最高48 //
	※配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合		
配偶者特別控除	本人及び配偶者の所得に応じて計算 ※ 配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下（給与収入のみの場合は給与収入103万円を超え201.6万円未満）の場合に適用されます。 ※ 本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合に控除が受けられます。	最高33万円	最高38万円
扶養控除	一般の扶養親族（16歳以上19歳未満と23歳以上70歳未満）	33万円	38万円
	特定扶養親族（19歳以上23歳未満）	45 //	63 //
	70歳以上の老人扶養親族	38 //	48 //
	70歳以上の同居老親等	45 //	58 //
※扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合			
医療費控除	本人が、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合 ※ おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の方で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の方は、各区役所介護保険課・宮城総合支所障害高齢課・秋保総合支所保健福祉課で交付する「介護保険主治医意見書記載内容確認書」で「おむつ使用証明書」の代用とすることができます。	（支払った医療費の金額－保険金等により補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額の5%または10万円のいずれか少ない金額） ※ 最高限度額200万円	
	【セルフメディケーション税制】 本人が、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っており、本人または本人と生計を一にする配偶者その他親族のためにスイッチOTC医薬品等の購入費を支払った場合 ※ 本特例を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることはできません。	支払ったスイッチOTC医薬品等の購入額の合計額－保険金等により補てんされる金額－1万2千円 ※ 最高限度額8万8千円	
雑損控除	災害、盗難、横領により損害を受けた場合 ※ 盗難または横領による損失には、詐欺または強迫による損失は、含まれません。	（損失額－保険金等により補てんされる金額－総所得金額等の合計額の10%）または（災害関連支出の金額－5万円）のいずれか多い金額	

控除の種類	対象	控除	
		住民税 (令和5年度)	所得税 (令和4年分)
社会保険料控除	本人が、本人または本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険、介護保険、国民年金、厚生年金等の保険料を支払った場合 ※ 親族に係る社会保険料についてはその親族の給与・年金等から天引きされたものを除きます。	支払った保険料の金額	

注：福祉事務所長等が交付する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除の申告が可能です。詳細は、各区役所・宮城総合支所障害高齢課（→P108）へお問い合わせください。

住民税・所得税の軽減措置等

条 件	内 容	
	住 民 税	所 得 税
1月1日現在生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合	非課税	
障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の場合	非課税	
傷病賜金、遺族恩給、遺族年金、児童扶養手当、児童手当、雇用保険の失業等給付、身体障害者福祉法による支給金品、障害基礎年金等を受給している場合	左記の所得について非課税対象となる所得は、左記以外にもあるので、詳細はお問い合わせください。	
災害により、死亡、特別障害者、普通障害者となった場合	減免	
災害により、住宅（家屋）、家財に損害を受けた場合	減免 ただし、損害割合（補てんされた金額を除く）が住宅または家財の価格に対して30%未満の場合、または合計所得金額が1,000万円を超える場合は対象とならない。	減免 ただし、損害割合（補てんされた金額を除く）が住宅または家財の時価の50%未満の場合、合計所得金額が1,000万円を超える場合、または雑損控除を適用した場合は対象とならない。また、損害を受けた場合には、源泉所得税の徴収猶予や、すでに納めた税額の還付を受けることができる。
生活保護法の規定による扶助を受けている場合 生活保護法の規定による扶助以外の生活の扶助を受けている場合で、市長が認める場合	減免	
納税義務者等が特別障害者または普通障害者となった場合で、生活が著しく困難であると認められる場合	減免 ただし、合計所得金額が750万円を超える場合は対象とならない。	
失業その他の事由により所得が激減した場合で、生活が著しく困難であると認められる場合	減免 対象となる要件など詳細はお問い合わせください。	
医療のため多額の出費を要することとなった方で、生活が著しく困難であると認められる場合	減免 ただし、合計所得金額が750万円を超える場合、または医療費のその年の見積り所得金額に対する割合が10分の1未満の場合は対象とならない。	

注：減免については、減免申請された方の個別具体的な生活状況等をお聞きし、減免に該当するかどうかを判断します。詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

所得税：税務署等

仙台北税務署 電話 222-8121 (代)

仙台中税務署 電話 783-7831 (代)

仙台南税務署 電話 306-8001 (代)

仙台国税局 電話相談センター 聴覚障害者用FAX 711-5135

住民税：市民税課

青葉区・泉区に住所を有する方に係る普通徴収分

電話 214-8637 FAX 214-8613

宮城野区・若林区・太白区に住所を有する方に係る普通徴収分

電話 214-8638 FAX 214-8613

特別徴収分

電話 214-1009 FAX 214-8613

その他の税の軽減措置等

税の種類	条件	内容	備考
市税 固定資産税	災害により土地、家屋または償却資産に損害を受けた場合	減免	損害を受けた部分や程度に応じて減免します。
	生活保護法の規定による扶助を受けている場合 生活保護法の規定による扶助以外の生活の扶助を受けている場合で、市長が認める場合	減免	
	障害者の居住の用に供する家屋に、当該障害者の便宜のため、建築設備を施した場合	減免	当該障害者の便宜のため施した建築設備に係る部分について、減免します。
	新築された日から10年以上を経過した、高齢者・障害者等が居住する住宅（貸家を除く）で、令和6年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合	減額	一戸当たり床面積100㎡までの部分について、翌年度分の税額の3分の1を減額します。改修工事完了後、3か月以内の申告が必要となります。

税の種類	条件	内容	備考
市税 軽自動車税（種別割）	4月1日から納期限までの間に、災害により軽自動車等に被害を受けた場合で、市長が認める場合	減免	
	生活保護法の規定による扶助を受けている場合 生活保護法の規定による扶助以外の生活の扶助を受けている場合で、市長が認める場合	減免	
	身体障害者等または当該身体障害者等の生計同一者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等が運転する場合 身体障害者等または当該身体障害者等の生計同一者が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等のために生計同一者が運転する場合 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者等のために常時介護者が運転する場合	減免	減免を受けることができる軽自動車等は、自動車税（種別割）の対象となる普通自動車を含め、身体障害者等1人につき1台に限る。
	構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等の場合	減免	

※「身体障害者等」とは、身体障害者（戦傷病者を含む）、知的障害者、精神障害者で、一定の障害を有する者をいいます。

問合せ先

固定資産税：

- ・生活保護に係る減免：資産課税課（賦課係） 電話 214-8617 FAX 214-8614
- ・その他の減免、減額：各担当課の連絡先は別表のとおりです。

第7章 その他

担当課	北固定資産税課				南固定資産税課				資産課税課
区域	青葉区		泉区		宮城野区・若林区		太白区		全区
物件の種類	土地	家屋	土地	家屋	土地	家屋	土地	家屋	償却資産
電話	214-8596	214-8604	214-8597	214-8605	214-8689	214-8694	214-8690	214-8695	214-8619
FAX	214-8607				214-8609				214-8614

軽自動車税（種別割）：市民税企画課（諸税係） 電話 214-8625 FAX 214-1119

税の種類	条件	内容	備考	
県税 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 自動車税種別割	身体障害者等の利用に供するための自動車、軽自動車または超低床型バスで、一定の構造または設備を有するものを取得した場合	減免	一定の構造または設備を設けるために要した費用が減免対象	
	専ら身体障害者等の利用に供するための自動車または軽自動車で、一定の構造または設備を有するものを取得した場合	減免		
	専ら身体障害者が運転するための構造または設備を有する自動車または軽自動車を取得した場合	減免	一定の構造または設備を設けるために要した費用が減免対象	
	一定の障害等級以上の身体障害者等が取得（所有）した自動車または軽自動車専ら身体障害者等本人が運転するものもしくは専ら生計同一者が運転するものまたは身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が取得（所有）した自動車または軽自動車専らその常時介護者が運転するもの（本人運転以外は、身体障害者等の通学、通院または生業のために使用するものに限る）	減免	減免上限額：課税標準額250万円×環境性能割の税率 18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の生計同一者が取得（所有）した自動車または軽自動車も含む	
	災害により自動車に損害を受け、または交通が途絶され、自動車の運行が15日を超えてできなかった場合	減免	減免	運行できなかった期間が減免対象
	一定の障害等級以上の身体障害者等が所有する自動車専ら身体障害者等本人が運転するものもしくは専ら生計同一者が運転するものまたは身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車専らその常時介護者が運転するもの（本人運転以外は、身体障害者等の通学、通院または生業のために使用するものに限る）	減免	減免	減免上限額：年額43,500円（令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車やグリーン化税制、月割減免適用の場合は上限額が異なる） 18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者の生計同一者が所有する自動車も含む 減免を受けることができる自動車は、軽自動車税種別割の対象となる自動車を含め身体障害者等1人につき自家用の自動車1台に限る
専ら身体障害者等の利用に供するための自動車で、一定の構造または設備を有するもの	減免	減免		

※ 「身体障害者等」とは、原則として身体障害者（戦傷病者を含む）、知的障害者、精神障害者で、一定の障害を有する者をいいます。

※ 自動車税種別割は、毎年4月1日午前0時現在の所有者に課税されます。

※ 軽自動車税環境性能割は市税ですが、当分の間、県が賦課徴収を行います。

税の種類	条件	内容	備考						
県税 事業税（個人）	重度の視力障害者が行うあん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	非課税							
	事業税の納税義務者が生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合で、県税事務所長が認める場合	減免							
	前年の事業所得が1,000万円以下であり、災害により事業用資産にその価額の2分の1以上の損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合	減免		<table border="1"> <tr> <th>前年の事業所得</th> <th>減免割合</th> </tr> <tr> <td>500万円以下</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>50%</td> </tr> </table>	前年の事業所得	減免割合	500万円以下	100%	500万円超 750万円以下
前年の事業所得	減免割合								
500万円以下	100%								
500万円超 750万円以下	50%								

			750万円超 1,000万円以下	25%
			前年の事業所得に応じて、以下の割合で減免されます。	
		前年の合計所得金額が500万円以下であり、災害により住宅または家財にその価額の2分の1以上の損害（保険金等により補填される金額を除く）を受けた場合	減免	

問合せ先 仙台南県税事務所 電話 248-2961（代） FAX 249-4098
 仙台中央県税事務所 電話 715-0621（代） FAX 215-1585
 仙台北県税事務所 電話 275-9117（代） FAX 273-9929

※ なお、自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割については、仙台中央県税事務所（電話 715-0623）にお問い合わせください。

税の種類		条件	内容
国税	相続税	相続または遺贈により財産を取得した相続人等が障害者である場合	10万円（その者が特別障害者である場合、20万円）×当該障害者とその相続開始時から85歳に達するまでの年数分が控除される。
	贈与税	国内に居住する特定障害者（※1）が、特定障害者扶養信託契約（※2）に基づく財産の信託受益権のうち、6,000万円（特定障害者のうち、特別障害者以外の障害者は3,000万円）までの部分	非課税

※1 「特定障害者」とは、「特別障害者または特別障害者以外で精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるなど、その他の精神に障害がある者として一定の要件に当てはまる方」をいいます。

※2 扶養信託契約については、各金融機関にお問い合わせください。

問合せ先 仙台北税務署 電話 222-8121（代）
 仙台中税務署 電話 783-7831（代）
 仙台南税務署 電話 306-8001（代）
 仙台国税局 電話相談センター 聴覚障害者用FAX 711-5135

交通機関等の料金の割引

福祉の措置	対象者等		金額等	備考
バス普通旅客運賃割引	市バス	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・福祉児童運賃割引証保持者・特別運賃割引証	本人 5割引 介護者・付添人 5割引	手帳提示（障害者手帳アプリなど手帳の交付を受けていることを証するものの提示でも可） ※特別運賃割引証または福祉児童運賃割引証をお持ちの方の付添人は、付添人用の割引証が必要です。 定期券の割引もあります
	宮城交通	身体障害者手帳・療育手帳・特別運賃割引証・福祉児童運賃割引証保持者	本人 5割引 介護者・付添人 5割引 （所有者本人が2種の場合を除く）	手帳提示 ※特別運賃割引証または福祉児童運賃割引証をお持ちの方の付添人は、付添人用の割引証が必要です。

福祉の措置	対象者等		金額等	備考
バス普通旅客運賃割引	宮城交通	精神障害者保健福祉手帳保持者	本人 5割引	
仙台市地下鉄普通旅客運賃割引	市バスと同じ		市バスと同じ	市バスと同じ
JRの旅客運賃割引	身体障害者手帳・療育手帳の第1種障害者及び介護者。単独で利用する場合は100kmを超える区間に限る。回数乗車券・普通急行券は介護者ととも利用する場合のみ。		本人と介護者1人 5割引	100km以下の乗車券は自動券売機で小児券を購入 第1種障害者が小児の場合及び101km以上の場合は出札窓口で身体障害者手帳・療育手帳を提示し、割引乗車券を購入のこと。公営及び民営の鉄道においてもJRに準じて割引を行っているところもあるので利用するときはご確認ください。
	身体障害者手帳・療育手帳の第2種障害者。100kmを超える区間に限る。普通乗車券のみ。		本人のみ5割引	
航空運賃割引	満12歳以上の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳所持者とその介護者1名		一部の航空会社の国内線区間の航空運賃が割引になります。割引額が区間等によって異なる場合や、他の割引サービスとの併用ができない場合もありますので、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。	航空券の購入及び搭乗手続きの際、割引適用に必要な手帳または「身体障害者手帳確認登録済み」のマイレージカードを提示。(※) ※手帳の提示を求められる場合があるため、手帳は常に携帯してください。
有料道路の通行料金の割引	①身体障害者手帳をお持ちの方が運転する場合 ②第1種障害者が同乗する場合		5割引以内	各区役所・宮城総合支所障害高齢課で手帳に証明押印（車検証・運転免許証・身体障害者手帳または療育手帳が必要。ETC利用の場合、上記に加え、ETCの利用登録が必要） ※自家用車を事前登録のうえETCを利用される方はオンライン申請も可能。
タクシー運賃の割引	身体障害者手帳・療育手帳保持者		1割引	手帳提示
市営駐車場等駐車料金の減免	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳保持者が運転または同乗している場合			駐車場管理室係員または施設事務室に駐車券と手帳を提示
	対象施設	二日町駐車場、勾当台公園地下駐車場、泉中央駅前駐車場	1時間無料	
		カメイアリーナ仙台（仙台市体育館駐車場）、 本山製作所青葉アリーナ（青葉体育館）、 本山製作所仙台市武道館（仙台市武道館）、 新田東総合運動場駐車場（元気フィールド仙台）	施設利用の際無料	

低廉な郵便サービス

郵便物の種類		大きさ・重量・料金	対象となるもの
第四種郵便物（開封）	点字郵便物	大きさ：長さ＝60cm以内 かつ 長さ＋幅＋厚さ＝90cm以内	点字のみを掲げたものを内容とするもの
	特定録音物等郵便物	重量：3kg以内 料金：無料	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設からの差し出しまたは受け取りとなるもの
心身障がい者団体の発行する定期刊行物を内容として発行人から差し出される低料第三種郵便物（開封）	毎月3回以上発行する新聞紙	大きさ：長さ＝60cm以内 かつ 長さ＋幅＋厚さ＝90cm以内 重量：1kg以内 料金：50g以内・8円 (50gまたはその端数ごとに3円増)	申請を行い、各種条件を満たし、承認を受けたもの
	その他	大きさ：長さ＝60cm以内 かつ 長さ＋幅＋厚さ＝90cm以内 重量：1kg以内 料金：50g以内・15円 (50gまたはその端数ごとに5円増)	
点字ゆうパック		大きさ：長さ＋幅＋厚さ＝170cm以内 重量：30kg以内 料金：【別表1】	点字のみを掲げたものを内容とするもの
聴覚障がい者用ゆうパック		大きさ：長さ＋幅＋厚さ＝170cm以内 重量：30kg以内 料金：【別表1】	聴覚障がい者用のビデオテープその他の録画物を内容とし、聴覚障がい者と、日本郵便株式会社が指定する施設との間で発受されるもの
心身障がい者用ゆうメール		大きさ：長さ＋幅＋厚さ＝170cm以内 重量：3kg以内 料金：【別表2】	身体に重度の障がいのある方または知的障がいの程度が重い方と図書館法に規定する図書館との間で発受されるもの

【別表1】（サイズ＝長さ、幅、厚さの合計）

サイズ	60cm	80cm	100cm	120cm	140cm	160cm	170cm
運賃	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

【別表2】

重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	3kgまで
運賃	92円	110円	150円	180円	230円	310円

その他通信費の割引・減免

福祉の措置	対象者等	金額等	備考
携帯電話基本料金割引	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療費受給者証、特定疾患登録者証、特定医療費(指定難病)受給者証保持者	携帯電話の基本使用料等のサービスが割引になります	サービスの内容は各社によって違いがあり、併用できないサービス等もあるため、詳しくは各社にご確認ください
NHK放送受信料の減免	生活保護法等に規定する公的扶助を受けている世帯	全額免除	福祉事務所長の証明が必要
	障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯全員が市町村民税非課税の世帯		各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口での免除事由の証明手続きが必要 世帯全員の非課税証明書が必要な場合あり
	グループホームや特別養護老人ホームなどの社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所している場合		
	視覚又は聴覚障害により障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合	半額免除	各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口での免除事由の証明手続きが必要
次のいずれかの障害者手帳をお持ちの方が世帯主で受信契約者の場合 ・身体障害 身体障害者手帳1級又は2級 ・知的障害 療育手帳A ・精神障害 精神障害者保健福祉手帳1級	半額免除	各区役所・宮城総合支所障害高齢課窓口での免除事由の証明手続きが必要	
戦傷病者手帳をお持ちの方で、障害の程度が、特別項症から第一款症に相当する方が世帯主で受信契約者の場合			

施設利用料金の減免

福祉の措置	対象等	金額等	備考
施設利用料金の減免	仙台市内にお住まいの65歳以上であることを証明する書類(健康保険被保険者証や介護保険被保険者証など)、豊齢カード、健康豊齢手帳、豊齢手帳のいずれかをお持ちの方	全額免除または半額免除	各施設を利用するときに証明書類、カード、手帳のいずれかを提示
<p>〔対象施設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八木山動物公園フジサキの杜(仙台市八木山動物公園) ・野草園 ・秋保大滝植物園 ・スリーエム仙台市科学館(※) ・天文台(※) ・博物館(※) ・歴史民俗資料館(※) ・戦災復興記念館資料展示室 ・地底の森ミュージアム(※) ・仙台文学館(※) ・縄文の森広場(※) <p>(大規模改修工事のため、博物館は令和3年10月1日から令和6年3月31日(予定)まで休館します。) ※特別展は半額免除(博物館の特別展の減免割合は変更になる場合があります)。</p>			
施設利用料金の減免	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者・身障手帳1から2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者に付き添う18歳以上の介護人1名(介護人の年齢制限を設けていない施設もあります。詳しくは各施設にお問い合わせください。)※シルバーセンター及び健康増進センターについては、備考欄の対象者	全額免除 または 半額免除	各施設を利用するときに手帳を提示
<p>〔対象施設〕</p> <p>全額免除 ・天文台 ・スリーエム仙台市科学館 ・博物館 ・歴史民俗資料館 ・仙台文学館 ・戦災復興記念館資料展示室 ・野草園 ・富沢遺跡保存館 ・縄文の森広場 ・八木山動物公園フジサキの杜(仙台市八木山動物公園) ・秋保大滝植物園</p> <p>半額免除 天文台、博物館、科学館、仙台文学館の特別展 〔対象スポーツ施設は以下のとおり〕</p> <p>★印の施設は、庭球場以外は個人使用に限ります。団体使用、専用使用については別にご相談ください。</p>			

施設名	内容	備考	電話 (FAX)
カメイアリーナ仙台 (仙台市体育館) ★	無料	第一競技場、第二競技場、軽運動場、温水プール、トレーニング室、体力測定室	244-1111 (244-1115)
若林体育館 ★	無料	競技場、小体育館、トレーニング室	236-0011 (236-0012)
本山製作所仙台市武道館 (仙台市武道館) ★	無料	柔道場、剣道場、弓道場	717-1191 (717-1533)
仙台環境開発スポーツパーク宮城広瀬 (宮城広瀬総合運動場) ★	無料	競技場、温水プール、庭球場	392-5340 (392-1731)
秋保体育館 ★	無料	競技場	399-2757 (399-2793)
泉総合運動場 ★	無料	競技場、トレーニング室、武道館、弓道場、水泳プール、庭球場	372-1019 (372-0151)
泉海洋センター ★	無料	競技場	373-9561 (373-9543)
根白石温水プール ★	無料	温水プール、トレーニング室	376-5124 (376-5109)
今泉運動場 ★	無料	温水プール、庭球場	289-4235 (289-4786)
TAC 葛岡ウォーターパーク (葛岡温水プール) ★	無料	温水プール	277-8598 (277-8659)
中田温水プール ★	無料	温水プール、トレーニング室	306-5971 (306-5972)
TAC 鶴ヶ谷ウォーターパーク (鶴ヶ谷温水プール) ★	無料	温水プール	252-1186 (252-1189)
TAC 水の森ウォーターパーク (水の森温水プール) ★	無料	温水プール	277-2713 (277-2883)
川内庭球場 ★	無料	庭球場 (10 面)	216-3861
茂庭庭球場 ★	無料	庭球場 (4 面)	244-2575
高砂庭球場 ★	無料	庭球場 (2 面)	786-3446
青葉山公園庭球場 ★	無料	庭球場 (22 面)	263-7486
桜ヶ丘公園庭球場 ★	無料	庭球場 (4 面)	263-7486
評定河原公園庭球場 ★	無料	庭球場 (4 面)	263-7486
海岸公園庭球場 ★	無料	庭球場 (10 面)	254-5700
卸町東二丁目公園庭球場 ★	無料	庭球場 (4 面)	236-1919
湯元公園庭球場 ★	無料	庭球場 (3 面)	398-2578
中田中央公園庭球場 ★	無料	庭球場 (4 面)	398-2578
向陽台五丁目緑地庭球場 ★	無料	庭球場 (1 面)	375-4704
住吉台西四丁目公園庭球場 ★	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
寺岡中央公園庭球場 ★	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
長命ヶ丘公園庭球場 ★	無料	庭球場 (3 面)	375-4704
将監公園庭球場 ★	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
松陵公園庭球場 ★	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
七北田公園庭球場 ★	無料	庭球場 (8 面)、壁打ちコート	375-4704
虹の丘公園庭球場 ★	無料	庭球場 (2 面)	375-4704
屋内グラウンド (シェルコムせんだい) ★	無料	競技場	218-5656 (776-1090)
新田東総合運動場 (元気フィールド仙台) ★	無料	第一競技場、第二競技場、サウンドテーブルテニス室、アーチェリー場、ボルダリング室、スケートボードパーク、温水プール、トレーニング室	231-1221 (231-1230)
出花体育館 ★	無料	競技場	786-3446 (786-3447)
弘進ゴムアスリートパーク仙台 (仙台市陸上競技場) ★	無料	競技場	256-2488 (299-3895)
本山製作所青葉アリーナ (青葉体育館) ★	無料	競技場、トレーニング室	717-1191 (717-1533)
七北田公園体育館 ★	無料	競技場、研修室、トレーニング室	375-9914 (375-9913)
海外公園パークゴルフ場 ★	無料	パークゴルフ場	288-0390
海岸公園馬術場 ★	無料	馬術馬場・練習馬場 (自己所有馬をお持ちの方)	349-5038 (349-5248)

施設名	内容	備考	電話 (FAX)
シルバーセンター	無料	プール、浴室、サウナ	215-3191 (215-4140)
		対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者とその付添人	
健康増進センター	無料	施設利用、健康度測定、教室等トレーニングエリア、支援プラン作成、運動指導等、全てのサービス（※利用日についてはお問合せ願います）	374-6661 (374-6664)
		対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者。付添は無料（ただし身体障害者の付添は重度身体障害者の付添に限る）	

駐車禁止規制の適用除外

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている方で、一定の等級等に該当する場合は、駐車禁止除外標章の交付を受けることができます。詳しい申請要件・方法については、県警ホームページまたは下記にお問い合わせください。

問合せ先 各警察署交通課

仙台中央署 電話 222-7171 (FAX兼用) 仙台南署 電話 246-7171 (FAX兼用)

仙台北署 電話 233-7171 (FAX兼用) 仙台東署 電話 231-7171 (FAX兼用)

泉署 電話 375-7171 (FAX兼用) 若林署 電話 390-7171 (FAX兼用)

宮城県警察ホームページ <https://www.police.pref.miyagi.jp/>

自転車駐輪規制の一時除外

駐輪場への駐輪が困難な身体障害者の方が自転車を利用する場合、「身体障害者使用自転車証」の交付を受けることができます。認定された自転車は、仙台市自転車等放置防止条例に基づく撤去の対象から2時間に限り除外されます。ただし、交通の支障となる場所に駐輪した場合は、除外されません。また、利用可能な駐輪場がある場合は、必ず駐輪場をご利用ください。

下肢・体幹・移動・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の身体障害者手帳の交付を受けている方が対象です。(等級区分なし)

問合せ先 ・新規の申し込み、期間終了後の更新

各区役所・宮城総合支所障害高齢課(障害者支援係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) →P108

・自転車の撤去、自転車証の内容について

道路管理課 電話 214-8371 FAX 227-2614

駐輪場定期券利用料の減免

次の項目に該当する方は、申請により定期券の利用料が半額になります。(一時券利用料・回数券利用料は減免になりません)

- ①生活保護法による生活扶助を受けている方、またはその方と同一世帯に属している方
- ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により支援給付を受けている方または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律により支援給付を受けている方
- ③身体障害者手帳を交付されている方
- ④精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
- ⑤療育手帳を交付されている方

⑥戦傷病者特別援護法による戦傷病者手帳を交付されている方

⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による被爆者健康手帳を交付されている方

申 込 各駐輪場定期券販売窓口（一部取り扱っていない窓口があります。）

受付期間 当月25日から翌月5日までの定期券発売日・発売時間内（受付の日・時間は、駐輪場により異なります。）

問合せ先 道路管理課 電話 214-8371 FAX 227-2614

高等学校等修学資金借入支援制度（利子補給）

高等学校等修学のため、日本政策金融公庫教育一般貸付（国の教育ローン）を借り入れた方で以下の要件を満たす方に対して、在学期間中（正規の修業年限内に限る）の利子を補助します。

- ①高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）ならびに中学校卒業資格で入学でき、修学年限が高等学校に準じた期間である各種学校において行われる教育を受ける方の保護者であること
- ②本市に居住し、かつ引き続き住所を有すること
- ③市税を滞納していないこと
- ④経済的理由により修学が困難であること
- ⑤宮城県高等学校等育英奨学資金貸付を受けていないこと（貸付を受けていても、第1学年の場合、または東日本大震災による被災生徒奨学資金の場合は、申請可能です。）

問合せ先 仙台市教育委員会学事課 電話 214-8861 FAX 264-4428

下水道事業受益者負担金及び分担金の減免

生活保護法による生活の扶助を受けている方、その他これに準ずる特別の事情があると認められる方に対して、申請により下水道事業受益者負担金及び分担金を減免しています。

問合せ先 建設局下水道経営部業務課 電話 214-8337 FAX 268-4318

一般廃棄物処理手数料の減免（ごみ、し尿）

生活保護法による生活の扶助を受けている方、災害その他特別の理由がある方に対して、申請により一般廃棄物処理手数料を減免しています。

問合せ先 ごみ：家庭ごみ減量課 電話 214-8227 FAX 214-8277

し尿：廃棄物企画課 電話 214-8231 FAX 214-8840

水道料金・下水道使用料・公設浄化槽使用料の減免

生活保護受給世帯、中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯、非課税世帯（水道を使用する方全員の市県民税が非課税で、現在も収入が少なく著しく生活に困窮し、他の世帯からの養育費または仕送り等の継続性がある経済的援助を受けていない世帯に限る）については、申請することにより水道料金・下水道使用料・公設浄化槽使用料の減免を受けられる場合があります。

問合せ先 ・水道使用の方

水道局南料金センター 電話 304-0020 FAX 304-0137

・井戸水での下水道使用の方、公設浄化槽使用の方

建設局下水道経営部業務課 電話 214-8809 FAX 268-4318

水道加入金の免除

生活保護法による生活扶助を受けている方が給水装置を新設または改造する場合、申請により水道加入金を免除しています。

問合せ先 給水装置課 電話 304-0146 FAX 304-1056

市営住宅における収入基準の緩和

市営住宅の収入基準は所得月額158,000円以下ですが、次の①～⑩のいずれかに該当する場合は、所得月額214,000円以下の方まで申し込むことができます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けており、その等級が1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、その等級が1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法の確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証または特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上の単身の方
 - ⑪60歳以上で、同居者全員が60歳以上または18歳未満の世帯
- また、当面の間、福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方を対象に、市営住宅申し込み時の収入基準が緩和されます。

問合せ先 (公財) 仙台市建設公社募集課 電話 214-3604 FAX 214-8592

市営住宅入居の優遇

次のいずれかに該当する世帯は、定期募集において、抽選の際に抽選玉を2つ（⑫の多数回落選者世帯が①～⑩のいずれかにも該当する場合は3つ）にして当選確率を優遇します。また、定期募集とは別に、ひとり親子育て世帯・多子世帯を対象にした募集を実施します。

申込者が次に該当する世帯

- ①ひとり親世帯
申込者本人が20歳未満の子を扶養している寡婦または寡夫の方
- ②多子世帯
申込者本人が18歳未満の子3人以上と同居している方
- ③高齢者世帯
申込者本人が60歳以上で次のいずれかに該当する方
 - (ア) 単身者
 - (イ) 配偶者、18歳未満・60歳以上の民法上の親族のみと同居または同居を予定している方
- ④配偶者等からの暴力被害者世帯
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者または同法第

28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、一時保護または保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、裁判所が出した接近禁止または退去命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方、または婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方

⑤子育て世帯

小学校就学の始期に達するまでの方と同居している方

申込者もしくは同居または同居を予定している親族に、次のいずれかに該当する方がいる世帯

⑥心身障害者世帯

(ア) 身体障害者手帳1級から4級の交付を受けている方

(イ) 精神障害者保健福祉手帳1級から3級の交付を受けている方

(ウ) 療育手帳AまたはBの交付を受けている方

(エ) 治療方法の確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証または特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方

⑦戦傷病者世帯

戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方

⑧原爆被爆者世帯

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

⑨引揚者世帯

海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方

⑩ハンセン病療養所入所者世帯

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方

⑪犯罪被害者等世帯

国の定める「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に該当する犯罪被害者等の方

申込者が次に該当する世帯

⑫多数回落選者世帯

直前1年間において定期募集等に3回以上申し込み、全て落選または補欠で順番が回らなかった方

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 電話 214-3604 FAX 214-8592

市営住宅の単身入居

市営住宅の入居要件を満たし、かつ次の①～⑫のいずれかに該当する方は、市営住宅に単身で入居することができます。

①60歳以上の方

②身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から3級までの方

④療育手帳の交付を受けている障害の程度がA又はBと記載のある方

⑤治療方法の確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証または特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方

⑥戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方

⑦原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

⑧生活保護法による被保護者の方または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦

人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む）を受けている方

⑨海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方

⑩ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方

⑪配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者または同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、一時保護または保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、裁判所が出した接近または退去命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方、または婦人相談所等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている方

⑫国の定める「犯罪被害者等基本法」第2条第2項に該当する犯罪被害者等の方

当面の間、福島復興再生特別措置法により居住を制限されている方は、単身で入居することができます。

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 電話 214-3604 FAX 214-8592

5 雇用

ハローワーク仙台（仙台公共職業安定所）

電話 299-8811（代）

職業安定法に基づく求人・求職受理、職業相談・紹介及び雇用保険法に基づく失業給付・雇用継続給付・教育訓練給付の支給業務を行っています。

業務内容 職業紹介関係業務では一般の求職者のほか、障害者等就職が困難な方や就職氷河期世代の方、医療・介護・保育職希望者、建設・警備・運輸職希望者、高齢者・生活保護受給者・ホームレス・長期療養者等の職業相談・紹介も行っています。

利用時間 月～金曜日 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒983-0852 宮城野区榴岡四丁目2-3（仙台MTビル3階・4階・5階）

仙台わかものハローワーク

電話 207-6800

業務内容 35歳未満の方を対象に、担当制による予約相談と、各種就職応援セミナーを開催しています。

利用時間 月～金曜日 8：45～17：15（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒983-0852 宮城野区榴岡四丁目2-3（仙台MTビル5階）

仙台新卒応援ハローワーク（仙台学生職業センター）

電話 726-8055

業務内容 ①大学院・大学・短大・高専・専修学校・能力開発施設（高卒2年訓練）等の学生や、卒業・中退後3年以内の方の就職支援及び大学等卒業予定者対象の求人受理を行っています。

②ハローワークインターネットサービスで全国各地の求人情報を検索することができます。

③就職活動に役立つ各種セミナーを実施しています。

利用時間 月～金曜日 10：00～18：30（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒980-8485 青葉区中央一丁目2-3（仙台マークワン12階）

マザーズハローワーク青葉

電話 266-8604

業務内容 子育てしながら働きたい方の就職支援を行っています。

利用時間 月～金曜日 10：00～18：30 土曜日 10：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒980-0021 青葉区中央二丁目11-1（オルタス仙台ビル4階）

ハローワークプラザ青葉**電話266-8609****業務内容** 求人検索パソコンによる求人情報の提供と職業相談・職業紹介を行っています。**利用時間** 月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)**所在地** 〒980-0021 青葉区中央二丁目11-1 (オルタス仙台ビル4階)**ハローワークプラザ泉****電話771-1217****業務内容** 求人検索パソコンによる求人情報の提供と職業相談・職業紹介を行っています。**利用時間** 月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)**所在地** 〒981-3133 泉区泉中央一丁目7-1 (泉中央駅ビル4階)**宮城県福祉人材センター****電話262-9777**

厚生労働大臣の許可を受け、「職員を採用したい」福祉施設・事業所と「福祉分野に就職したい」求職者との橋渡しを行う「福祉人材無料職業紹介事業」を行っています。その他、福祉の仕事・資格の取得方法・修学資金貸付などに関する相談に応じています。

業務内容 ①福祉分野への就職希望者の求職登録の受付、職業相談、職業紹介、求人情報の提供

②福祉施設・事業所の求人登録・採用に関する相談

③就職面談会及び研修会の開催

④介護福祉士、保育士の修学資金、実務者研修、再就職準備金等の貸付に関すること

電話399-8844 (専用) 月～金曜 8:30～18:00 (祝日・年末年始を除く)

利用時間 月～金曜日 9:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)**所在地** 〒980-0014 青葉区本町三丁目7-4 (宮城県社会福祉会館1階) FAX 261-9555**6 その他****仙台市消費生活センター****電話268-7867 (相談)****または全国共通3桁ダイヤル「188」**

悪質商法、契約、クレジット、多重債務などのトラブルについての相談を受け付け、解決のためのお手伝いをします。また、消費生活に必要な知識や情報などを提供します。

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00 ※受付は16:30まで

土曜日 9:00～16:00 ※受付は16:00まで

(日曜・祝日・年末年始・臨時休館日を除く)

所在地 〒980-8555 青葉区一番町四丁目11-1 (141ビル (三越定禅寺通り館) 5階)

FAX 268-8309

仙台市市民活動サポートセンター**電話212-3010**

様々な分野の市民活動団体やボランティアなど、営利を目的としない自発的な活動をしている方たちを支援するとともに、多様な主体の「協働によるまちづくり」を推進するための拠点施設です。

事業内容 ①市民活動の促進・支援 (会議室等の提供、講座の開催、情報の収集・提供、相談等)

②協働の推進 (機会の提供、情報の収集・提供、事業の支援等)

開館時間 月～土曜日 9:00～22:00 日曜・祝日 9:00～18:00**休館日** 毎月第2・4水曜日 (祝日にあたる場合は翌日)、年末年始**所在地** 〒980-0811 青葉区一番町四丁目1-3 FAX 268-4042

犯罪被害者等支援総合相談窓口**電話214-6151**

犯罪被害に遭われた方やそのご家族の生活を支援するために、専用電話により各種支援施策に関する情報提供や関係機関・団体を紹介しています。

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00（祝休日・年末年始を除く）

仙台市交通事故相談所**電話214-6150**

交通事故の損害賠償、示談、その他交通事故に関する問題についての相談に応じています。

また、区役所（青葉区を除く）において、日を定めて巡回相談を実施しています。（詳細は上記電話番号へお問い合わせください。）

相談方法 電話、面接相談（面接相談は予約制です。面接希望日の前日16時までにお電話ください。）

相談時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

巡回相談は 10:00～12:00、13:00～15:00

所在地 〒980-8671 青葉区国分町三丁目7-1（仙台市役所本庁舎1階）

東北中国帰国者支援・交流センター**電話223-1152（相談専用）**

中国語を話せる相談員による、中国帰国者及びその家族に対する生活・就業相談等を行っています。

事業内容 ①相談事業：生活相談及び就業相談

②日本語学習支援事業：進度別、目的別に合わせた日本語講座及びパソコン講座

③交流事業：帰国者相互または帰国者と地域住民との交流活動（書道、絵手紙、太極拳等）の実施及び交流の場の提供

相談方法 面接、電話、手紙、FAX

相談時間 月～土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒980-0014 青葉区本町三丁目7-4（宮城県社会福祉会館内）

電話 263-0948 FAX 217-9388

住宅セーフティネット制度(情報提供)

住宅確保要配慮者（高齢者、低額所得者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮する者）に対して、その入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の情報や、住まい探しのお手伝いや入居後の生活支援を行っている居住支援法人の情報を紹介します。

○セーフティネット住宅情報提供システム

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の情報を専用ホームページで紹介しています。

※住宅の条件（場所、家賃、入居対象者等）を入力し、検索することができます。

※入居については、その他の条件が付されている場合があります。各住宅の詳細については、専用ホームページ内の物件の問い合わせ先に直接お問い合わせください。

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

問合せ先 住宅政策課 電話 214-8330

○居住支援法人

居住支援法人は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として、宮城県が指定する法人です。

法人の主な内容 ①住宅確保要配慮者の方でも入居できる住宅を扱っている不動産業者の紹介

②家賃債務の連帯保証人がいなくても入居できる住宅を扱っている不動産業者の紹介

③不動産業者への同行

問合せ先 住宅政策課 電話 214-8330

住まいの活用（売却・賃貸等）に関する相談

将来使われなくなる、または、すでに使われていない住宅の活用について、市職員がお話を伺い、内容に応じて不動産・法務・建築の専門団体の無料相談窓口をご紹介します。

また、売却または賃貸で活用する意向が固まっているものの、不動産事業者の選定が難しい場合には、所有者に不動産団体が推薦する不動産事業者のご紹介をすることもできます。

※詳しくは住宅政策課までお問い合わせください。

内 容 ①仙台市都市整備局住宅政策課にお電話でお問い合わせ下さい。

②内容に応じた専門団体の相談窓口を紹介します。

③紹介された専門団体にお問い合わせ下さい。

対 象 仙台市内にある住宅の売却・賃貸等の活用を考えているものの、「どこに相談したらよいか」「何から始めればよいか」といった不安をお持ちの所有者やその親族、管理者の方（すでに売却中の住宅や賃貸住宅に関する相談は除く）

問合せ先 住宅政策課 電話 214-8330

仙台多文化共生センター

外国人住民の暮らしに役立つ情報を多言語で提供しています。また、外国人住民の生活相談や、多文化共生の地域づくりに関する相談に応じています。

「通訳サポート電話」では通訳を交えた三者間通話で、コミュニケーションのサポートを行います。（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語等、22言語に対応。）

<https://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/>

相談時間 毎日 9:00～17:00（年末年始・休館日を除く）

所在地 〒980-0856 青葉区青葉山無番地（仙台国際センター会議棟1階）

電話 265-2471 FAX 265-2472

通訳サポート電話（三者間通話） 224-1919